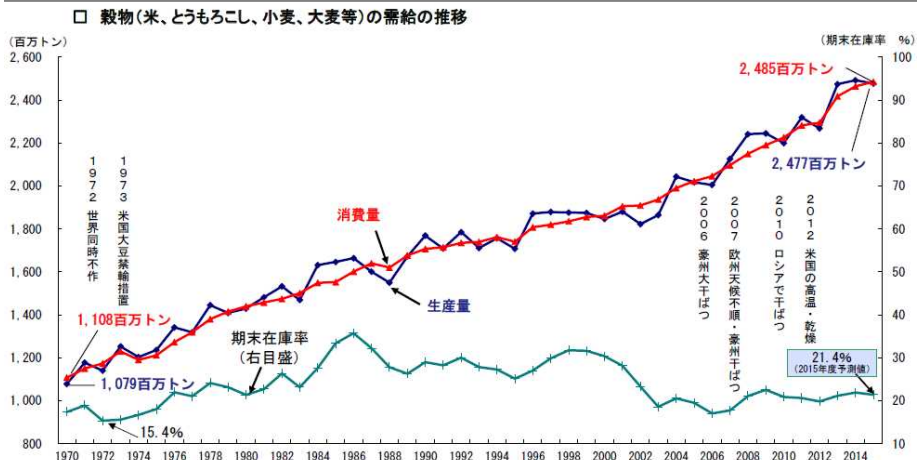


穀物(とうもろこし)の役割・重要性

世界の穀物需給の推移

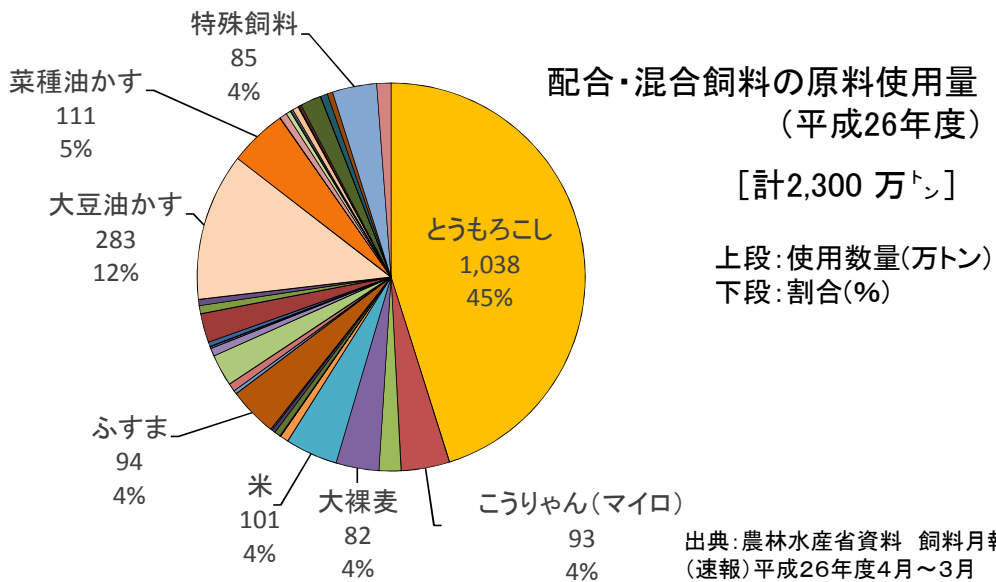
- 世界の穀物需要は、途上国の人口増、所得水準向上等に
伴い、1970年に比べ2.2倍に増加
- 生産量は主に単収の伸びにより需要増に対応



出典: 農林水産省HP(穀物の需要量、生産量、期末在庫率の推移)

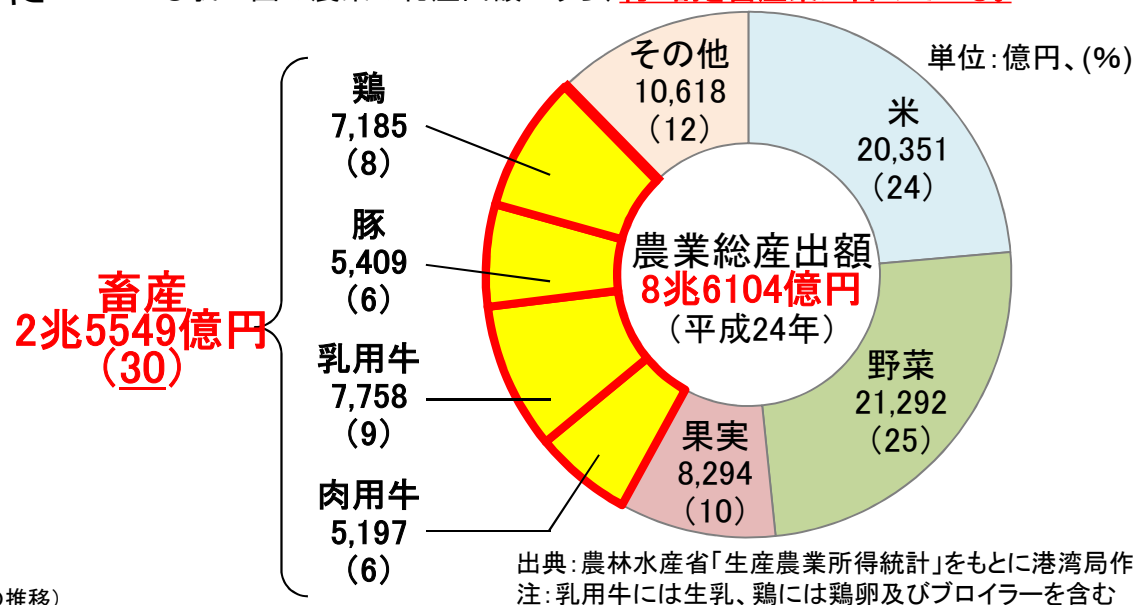
配合飼料に占めるとうもろこしの割合(重量ベース)

○畜産業の基礎となる配合飼料原料の約5割がとうもろこし



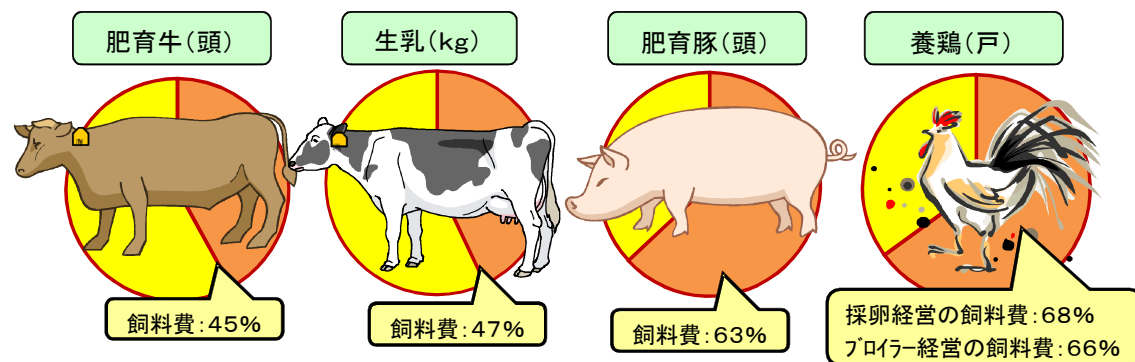
我が国農業における畜産業の役割

○我が国の農業の総産出額のうち、約3割を畜産業が占めている。



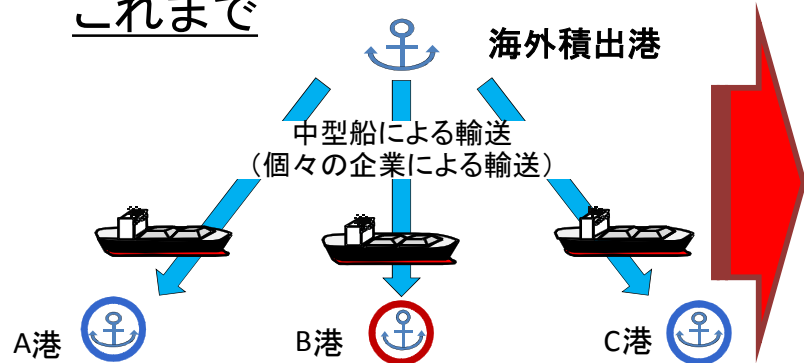
畜産経営コストに占める飼料費の割合

○畜産経営コストに占める飼料費割合は約4~7割と高い。

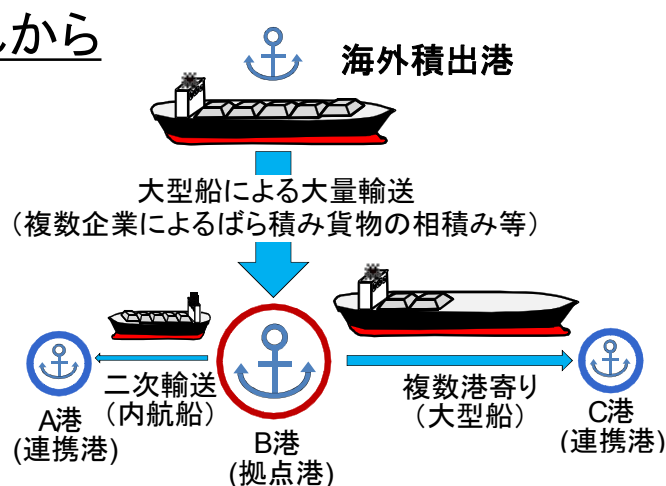


- 我が国は、資源・エネルギー等のほぼ100%を輸入に依存。近年、近隣国の輸入量急増により、資源獲得競争が激化。
- ばら積み貨物の大型化が世界的に進展している中、我が国では大型船に対応できる港湾は限定的。
- 我が国においては、各港湾ごとの中型船による非効率な海上輸送が行われている。
- 拠点となる港湾を指定し、効率的な海上輸送ネットワークを構築するための支援措置を講じることで、各港湾単位での中型船による海上輸送（非効率）から、企業間連携による大型船を活用した一括大量輸送（効率的）への転換を促進。

これまで

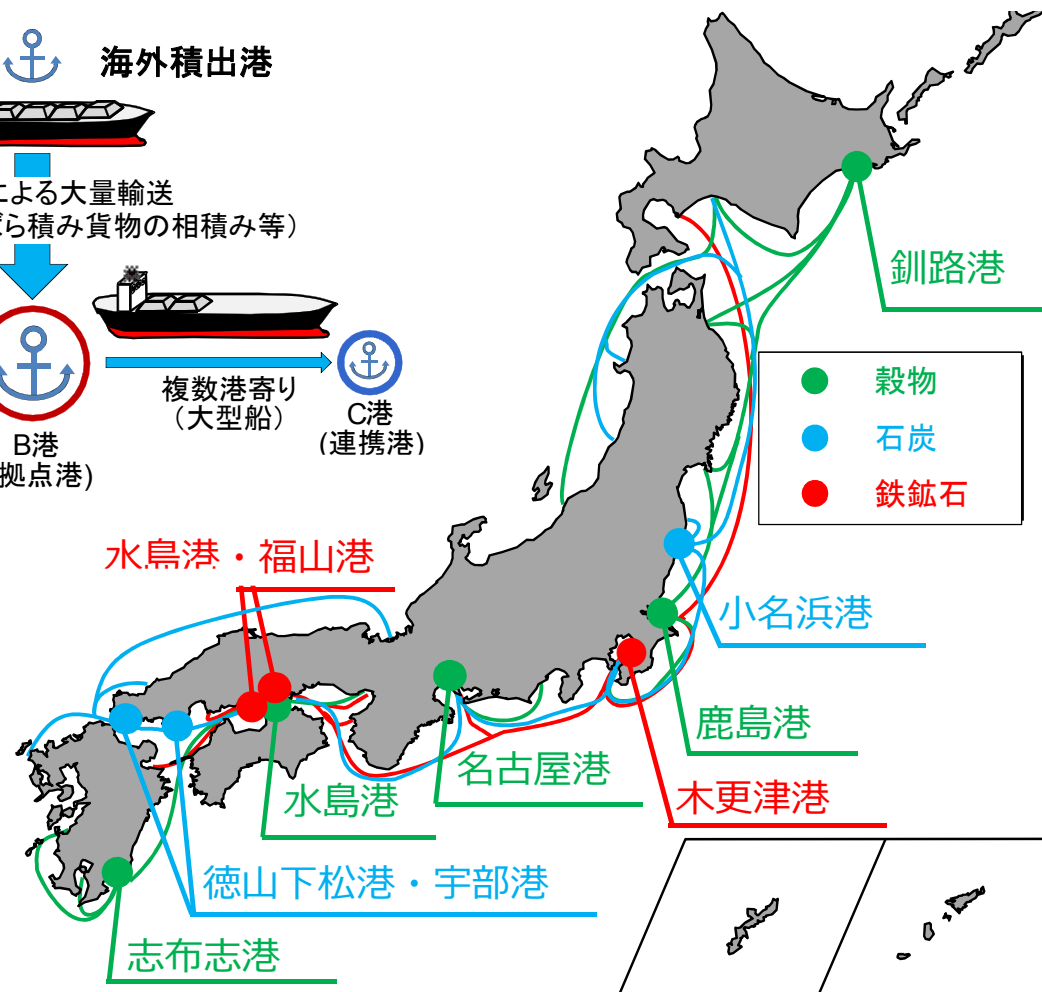


これから



【国際バルク戦略港湾の選定港】

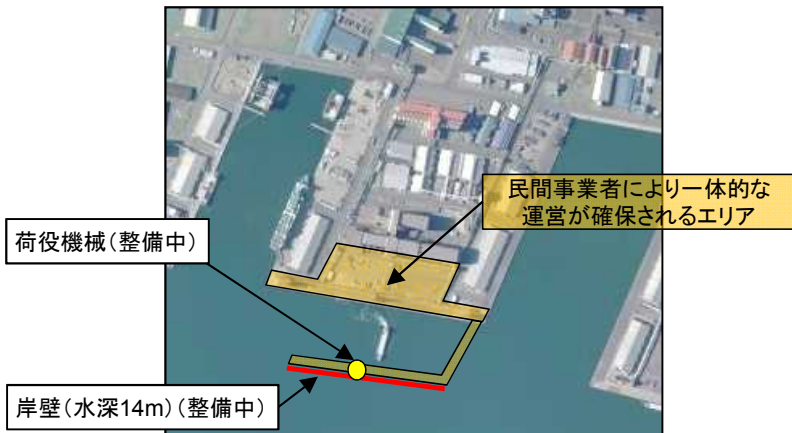
穀物	5港（「釧路港」、「鹿島港」、「名古屋港」、 しぶし 「水島港」、「志布志港」）
石炭	とくやまくだまつ 3港（「小名浜港」、「徳山下松港・宇部港」）
鉄鉱石	3港（「木更津港」、「水島港・福山港」）



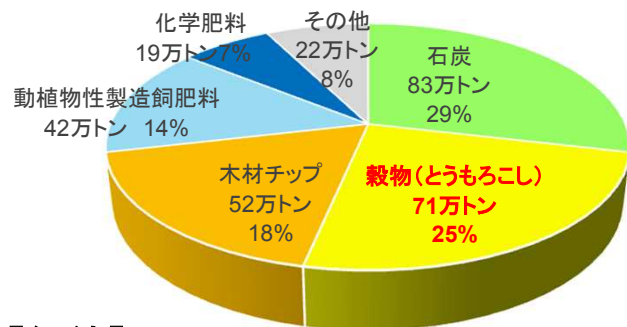
釧路港の概要

- わが国を代表する酪農地帯を抱える釧路港では、年間、約71万トンの穀物(とうもろこし)を輸入している。
- 大型船を活用し、穀物を共同輸送することにより、約4割の海上輸送コストの削減が期待される。

【釧路港西港区第2ふ頭地区】



【釧路港の輸入取扱品目(平成25年)】



【経緯】

- ・H23.5 穀物の輸入拠点として国際バルク戦略港湾に選定
- ・H26年度 国際物流ターミナル(-14m)の整備に着手
- ・H27.12.22 港湾管理者(釧路市)が釧路西港開発埠頭(株)を特定埠頭の運営事業者認定(民間事業者により一体的な運営が確保される)
- ・H27.12.27 国際物流ターミナル着工記念式を開催
- ・H28.2.24 特定貨物輸入拠点港湾の指定

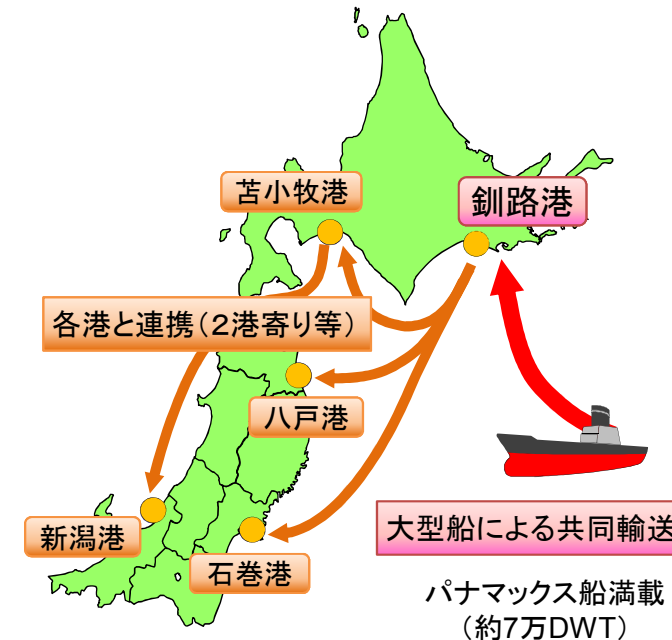
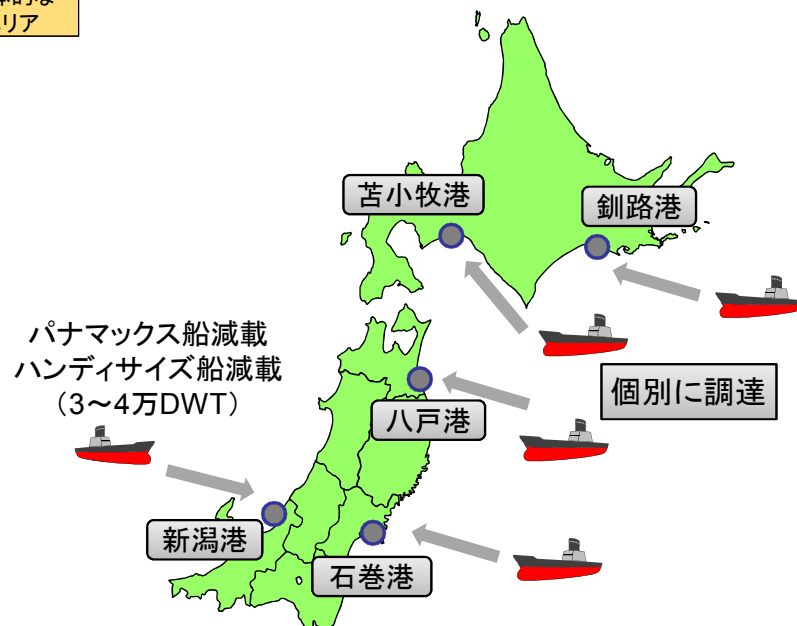
《現状》

各港において、ハンディサイズ船(3~4万DWT)等により穀物(とうもろこし)の調達をしている。

【海上運送の共同化のイメージ】

《将来》

釧路港に満載のパンamax船が入港可能となることで、各港との連携による共同調達(2港寄り等)が可能となり、効率的な輸送網が構築され、海上輸送コストの削減が期待される。



約4割削減※



大型船を活用した共同輸送により海上輸送コストが削減

※ 国土交通省港湾局の試算(連携港で荷揚げする効果を含む)
(出典:交通政策審議会港湾分科会第7回事業評価部会資料(H26.3.12))

概要

特定貨物輸入拠点港湾とは、ばら積み貨物の海上運送の共同化を進め、輸入拠点としての機能を高めるべき港湾として、国土交通大臣が指定するものです。

平成25年12月に石炭で指定を受けた小名浜港に続き、今回が2港目となります。(穀物では全国初)

特定貨物輸入拠点港湾の指定によるメリットについて

○ 荷さばき施設等の取得に係る固定資産税等の特例

特定利用推進計画に定められた事業を実施する者が政府の補助を受けて取得した荷さばき施設等に対して課する固定資産税又は都市計画税が軽減(課税標準となるべき価格の2/3)されることとなる。

○ 港湾区域内の工事等の許可等の特例

港湾法第37条第1項に規定する港湾区域内における工事等の許可等を要する事業について、当該事項を記載した特定利用推進計画が公表された場合、当該事業の許可等があったものとみなすことが可能となる。

○ 荷さばき等の共同化を促進するための施設の整備・管理に関する協定に係る特例(承継効)

輸入ばら積み貨物の積卸し等の共同化のために必要な施設の所有者等が当該施設の整備又は管理に関する協定(共同化促進施設協定)を締結し、港湾管理者の認可を受けた場合には、その公告のあった後において当該施設の所有者等となった者に対しても、当該協定の効力があるものとする。

